

令和5年12月4日 総務文教委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 小田上 尚典

副委員長 中川 智之

委員 中野 友博、小出 哲義、西村 一啓、山崎 年一、寺岡 公章

議長 北地 範久

○欠席委員 なし

○小田上委員長 おはようございます。それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○小田上委員長 ありがとうございます。議事に入る前に改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる際は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第69号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本条例で引用している地方自治法の条項が条ずれすることによる一部改正ですが、地方自治法の規定により、監査委員の意見を求めることになっております。議長名で監査委員に文書で意見聴取し、得られた意見をSide Booksに掲載しております。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。平成29年の地方自治法の改

正によりまして、市長や職員の皆さんの市に対する賠償責任について一部を免責するということが条例で定められました。これにより、市政執行者におかれましても、あるいは市の職員の皆さんにおかれましても、個人の追求において課題と指摘されていたことが、条例の制定により萎縮効果を低減させているという状況ではないかと思えます。

そういったことの中で伺わせてください。第1条中、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員とありますが、この委員会の委員若しくは委員又は職員とは、どのような委員会での委員であったか。また、職員についても伺いをいたします。

それから、たしか私が記憶しとるんですが、教育委員や監査委員も対象だったような気がします。そういったことで、そこら辺り、どの辺の委員が対象なのかということをお伺いしたいのと、参考条文の第243条の2の7の中で、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、どのような場合が善意で過失がないと判断されるのか。その判断基準は何をもってするのかということをお伺いいたします。

以上、すみません、4点あったと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総務課長、柿本です。それでは、順にお答えをさせていただきます。

委員会の委員若しくは委員又は職員ということですが、まず、委員会の委員若しくは委員とは、地方自治法で執行機関として地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員ということであります。したがって、教育委員会、選挙管理委員会などの委員会の委員及び監査委員ということになります。ここで言う委員というのは監査委員を指すものです。

次に、職員とは市長以外の常勤特別職である副市長、教育長及び一般職の職員を指し、常勤一般職員、再任用職員、会計年度任用職員ということになります。

続きまして、善意でかつ重大な過失がないときとはということですが、違法な職務行為によって損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったということについて、著しい不注意がない場合を指すというものです。その判断基準ですが、最終的には住民訴訟等を通じて裁判所によって判断されるということになるんだと思いますが、判断するために考慮する要素としましては、損害を与える蓋然性の高さをどの程度認識しているか。あるいは、損害事案に対する認識の容易性や可能性はどうか。また、専門家の意見聴取はどうか。議会による議決があったかどうか。そういった適正な事前手続があったかどうか、ということが基準になるというふうに思われます。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 今の説明の中で少し疑問といたしましうか、いわゆる行政訴訟なんかで出た結論も判断の対象になるという判断でよろしいですかね。そのところをちょっと触れていらっしゃるような気がしましたので、ちょっと確認をしておきます。

それで、条文中にあります普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で、当該条例で定める額を控除して得た

額について免れさせる旨を定めることができますとありますが、非常に法律用語で分かりにくい部分だと思うんでありますが、このところを少し分かりやすく説明をいただければと思います。

それから、役職ごとに一定の定数を掛けられたと思うんでありますが、その計算方法ですね、そういったことについて、例えば、市長が幾らとか、委員が幾らとか、監査委員が幾らとかというのがあったと思うんですが、その定数についてお願いをいたします。

それから、これらの対象者に、委員に就任されるときに事故等が起こった場合は、こういった賠償責任がありますよという通知がなされているのかどうかということについて、お伺いをいたします。

以上、3点だと思いますが、よろしく申し上げます。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 具体的に損害賠償額が定まってから具体的な手続に入ることになりますので、行政訴訟等によって賠償額が明確になってからという場合もあり得るといふふうに思います。

普通地方公共団体の長等が賠償に責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で、当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができると、この条文ですけれども、これは損害賠償すべき額から職員の職責などに応じて政令で定める基準を参考に、政令で定める基準額を下回らないように、最低負担額、必ず負担しなければならない額を条例で定めて、その最低負担額を除く賠償額については免責されるというふうな意味合いでございます。

次に、政令で定める基準ということについてですけれども、地方自治法の施行令に職員や委員の種別ごとに最低負担額については、給与や報酬の1会計年度当たりの額に相当する額に一定の数を乗じて得た額を基準とするということが定められております。政令の規定によりますと、普通地方公共団体の長は6、副市町村長、教育委員会の教育長、教育委員などは4、公平委員会委員や農業委員会委員などは2、普通地方公共団体の職員は1という数が定められています。これは簡単に申し上げますと、市長の場合は年収の6倍の額、副市長や教育長の場合は年収の4倍の額、一般職員は年収の1年分の額、これは最低負担額として免除されないというふうな規定になっております。この最低負担額は、政令の基準以上の額を条例で定める必要がありますので、本市の条例では政令の基準と同様に規定をしているところでございます。

続きまして、各委員に周知されているかどうかということでございますけれども、委員に就任される際に、そういった一通りの説明というのはあるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 委員の就任時にそういった説明がなされているということで、その委員に就任されて、いや、そんなことは私は知らなかったよというようなことはないということです。

ね。

それで、委員というのは、通常この行政にはあまり関わりがないといいましょうか、そういった委員会のときにはおいでになっているいろいろ審議をいただくということなので、なかなか委員というのはそういったところの部分の理解が進まないのではないかなという私は懸念をするわけでありますが、そういった中で、例えば、そういった委員に市のほうから賠償保険に加入してあげるといような考え方についてはないでしょうか。

これは、言うならば委員というのは市にとってはどうしても必要な方でありまして、そういった方に就任をしやすいしてもらい、就任しやすく考えてもらうという意味においても、そういった場合の賠償責任については行政でしっかりと賠償保険などに加入して対応してあげるといったことが必要なのではないかと思うんでありますが、これは通告しておりますので、他の自治体ではそういった例はないのかどうかということをご意見をいたします。

それから、今申し上げました賠償責任保険であります。現在の加入状況、個人情報であるから報告することはできんと言われればそれで結構であります。もし分かれば、市の職員、幹部の皆さん、どれぐらい賠償保険に加入してらっしゃるのかということについて、お伺いをいたします。

以上です。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 委員の場合と一般職員の場合と二通りがあると思います。

委員の場合ですと、基本的には個人に対する賠償ですので、これは市が肩代わりするということはないというふうに思っております。ちなみに、職員の場合ですと、総務課のほうで取り扱っている保険については2種類ありまして、合わせて56人加入している状況です。

ほかにも、個人が個人的に加入しているものもあるかもしれませんので、全体のどれぐらいの加入数というのは分かりませんが、基本的には個人が入っているものであるというふうに考えております。

以上です。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません。他の自治体の状況ですけれども、近隣の自治体に聞いてみましたが、自治体負担で加入しているところはありませんでした。

以上です。

○小田上委員長 通告を受けた質疑は以上です。

他に質疑はございませんか。

市長。

○入山市長 ちょっと体調が悪いので、ちょっと中座させてください。よろしくお願ひします。

○小田上委員長 暫時休憩いたします。

10時13分 休憩

10時13分 再開

○小田上委員長 では、再開いたします。

通告をされてない方で、他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第4、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの3件は関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明がない旨、あらかじめ聞いております。

これより、本3件に対する質疑に入ります。

本3件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

中野委員。

○中野委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。よろしくお願いいたします。

まず、前提条件として、私は本議案について反対表明しているわけではございません。ただ、ちょっと2点ほど確認をさせていただきたいと思い、御質問させていただきます。

現在、市民感情として物価高騰による市民生活の現状、また、人口減少等に起因するこれからの財政状況を勘案して、この財源が確保できているのか。また、なぜこのタイミングで給与引き上げになるのか。我々自身も市民に説明を求められた際に、正確な説明をしていきたいため、プロセス、引き上げに対してどのようにして財源を確保してきたかを御

説明いただきたいと考えております。

そこで2点です。各手当を引き上げた際の総額について教えてください。2つ目、引き上げ総額の財源について、どのような確保がされているのか、教えてください。

以上です。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、まず、地方公務員の給与決定の仕組みについて説明をさせていただきたいと思います。

地方公務員法によって、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められるということになっております。

次に、公務員は民間の労働者と違って、労働基本権が制限されていることから、その代償措置として人事院あるいは都道府県及び政令市の人事委員会が民間事業所の給与体系や勤務条件などを毎年度調査し、公務員と民間労働者の給与に格差がある場合にはそれを是正するために、国あるいは各都道府県や政令市に対して給与等に関する勧告を行っております。

人事院や人事委員会の調査の結果、公務員より民間労働者の給与が高い場合にはプラス勧告、逆に低い場合にはマイナス勧告がなされます。民間との差がなければ改定なしというような場合もあります。国や県などはその勧告を尊重しまして、給与法の改正あるいは給与条例の改正について国会あるいは議会に提案し、議決されれば公務員の給与が改定されるというふうな仕組みになっております。

都道府県や政令市以外の自治体には人事委員会もありませんので、本市においては、基本的に国家公務員の給料表に準じるということにしております。国の改定状況を基本としつつ、県や県内他市の改定状況を踏まえて、例年12月に給与条例の改正について議案を提出しているということです。

確かに議員おっしゃるように、物価高騰の折ですから、公務員の給与やボーナスが引き上げられるということは、市民感情からしていかがなものかという御意見もあろうかと思えます。しかしながら、公務員の給与と民間労働者の給与は均衡させておくことが大事だというふうに思っております。

今年の人事院勧告の特徴としまして、若年層の給与が大きく上昇しております。これは民間が人材確保のために若年層の給料を大きく上昇させているということに起因をしております。今回、公務員が給料を引き上げないということにすれば、ますます人材が民間に流れてしまうというふうになりかねないというふうに思います。

また、逆に、民間事業者から見ましても、公務員の給料が上がらないんだったら、うちも上げなくていいじゃないかというような風潮になるおそれもあろうかと思えます。職員の給与や勤務条件は条例で定めるということになっておりますので、極端に言いますと、大竹市の考えだけで、国や他の自治体と異なる取り扱いをすることは可能は可能なんですけれども、人事院勧告は民間企業の実態調査を踏まえておりますので、それに基づく国家公務員の給与決定の仕組みにのっとって改定すべきものというふうに考えているところで

財源に関する御質問等につきましては、ちょっと答弁を代わりますので、よろしく願いいたします。

○小田上委員長 課長補佐。

○浅田総務課課長補佐兼職員秘書係長 総務課課長補佐兼職員秘書係長の浅田と申します。総額の件について、私のほうから回答させていただきます。

まず、このたびの改正なんですが、期末手当と勤勉手当が改正されて増額となっております。一般会計と各特別会計の合計を合わせて1,400万円程度がこの期末勤勉手当によって増加している額になります。

また、給料表の改定もこのたび行っておりまして、この改定により約1,000万円程度が増額となっております。

以上です。

○小田上委員長 財政係長。

○中野財政係長 企画財政課財政係長の中野でございます。財源については、私のほうから説明させていただきます。

このたびの改正によって増額となる人件費の財源ですが、一般財源での対応となります。先ほど総務課からも影響額の答弁がありましたが、このたび補正予算で提案させていただいている人件費ですが、この条例改正による人件費の増において、当初予算成立後の人事異動に伴う調整も今回行っております。その調整額の減のほうが今回多かったということで、トータルとしては一般会計で負担する人件費の総額は減少しておりますので、令和5年度については、この条例改正による引き上げ分の財源手当は必要なかったという形となります。

来年度以降どうなのかという話もあろうかと思いますが、現在、令和6年度の予算編成作業を行っているところです。地方交付税などの一般財源の見込みを今、試算しているところですが、総務省が令和6年度の地方交付税の概算要求を財務省に行っているんですが、そのときに作られた資料で、令和6年度の地方財政収支の仮試算という資料があります。これは今年の8月時点での地方財政計画の今年の8月版という形になるかと思いますが、この仮試算では、この令和5年度の人事院勧告が反映されて、歳出の給与関係経費が1.8%伸びる試算となっておりますので、来年度については地方交付税による財源保障が一定程度なされるものと考えております。

以上です。

○小田上委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。御丁寧な答弁をいただき、ありがとうございます。また、今日ライブ配信されていて、こうして御答弁いただいた内容がデジタルアーカイブとして残るといって、あえて御質問させていただきました。御丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。

1点、確認をさせていただきます。

人事院の勧告等を参考に、民間企業とのすり合わせといいますか、それを基に給与引き上げということがあったと思うんですが、給与引き下げの可能性もあるというふうな御答

弁がありました。私自身、調べさせていただいて、令和2年11月、大竹市議会臨時会の議案第80号で、当時令和2年12月の期末手当を1.30月分を1.25月分に引き下げた事例もあるとのことで、確認としてちょっと質問させてください。

なので、実際大竹市としても近年そういった引き下げの事例があったということで、お間違いないでしょうか。すみません、よろしく申し上げます。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 確かに過去ございました。

○中野委員 ありがとうございます。

○小田上委員長 よろしいですか。

○中野委員 はい、大丈夫です。

○小田上委員長 では、他に通告を受けておりますのが、山崎委員。

山崎委員。

○山崎委員 同僚議員からの質問もありましたが、同じく給料表について私はお伺いをしますのので、よろしく申し上げます。なお、重複する部分もあるかも分かりませんが、御答弁よろしくお願ひいたします。

一般職給料表の1級から7級と、号給の1号給から120号給についてお伺いをいたします。給与の支給額は級と号給の組み合わせによって決まるものだと理解しておりますが、級と号給の関係について伺います。号給や級について引き下げることがありますか。先ほど、ボーナスを引き上げたというお話もありましたが、例えば、この職員については、級や号給で引き下げるといふ部分があるのかどうかということをお伺いします。

それで、級や号給ではともに飛び級というのがあると思うんですが、級でもあるのか、号給ではどれぐらいあるのか。その7級の61号給と1級、4級、5級の93号給が、それから、3級の114号給が、途中で記載が止まっております。これはなぜこうなるのかということをもとめて、初心者的な質問で申し訳ないんですが、伺わせてください。

それから、定年前再任用短時間勤務職員の給料表で伺います。1級から5級までは改定額が1,000円ですが、6級が1,100円、7級が1,200円の改定額となっております。6級と7級について、この差額が出てきておるわけですが、再任用の職員については、年齢もほぼ同一ではないかと思えます。人勤の若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させるということに一致しておるんかいなという気がするわけですが、この金額の差額についての御説明をお願いいたします。

以上、誠に申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

○小田上委員長 課長補佐。

○浅田総務課課長補佐兼職員秘書係長 総務課課長補佐の浅田です。まず、給料表なんですけど、こちらの引き下げが級、号給であるかどうかということについて、お答えさせていただきます。

級、号給が引き下がる場合としては、降級とか降格というふうな形になるんですが、これは職員が処分を受けた場合であるとか、あとはこれから導入される定年延長という役職定年ですね、部長の方が下がる場合ですね、こういう場合は降格等がありますので下がる

ことになります。

次に、飛び級とかの話かと思えます。こちらはまず、昇給とか昇格というところについて説明をさせていただければと思います。まず、号給が上がることを昇給と言います。通常良好な勤務であれば、1年間で4号給、号給については勤務成績によりこの号給がどれくらい上がるかというのが決まってきます。特に良好であれば、4号給より上がることはあります。

また、級が上がることですが、こちらを昇格というふうに言います。級が上がれば職も変わります。昇格は職務の級に適すると認められる場合に限り上がることになります。例えば、課長相当職である6級の職員が7級に昇格すれば部長職というふうになります。

飛び級ということですね。例えば、課長補佐から課長を経ずに部長になるようなものですので、課長を経ていないので部長に適すると認めることはできませんので、飛び級というのはありません。

次に、給料表の記載がされてないというところになるんですが、こちらは、先ほどちょっと回答させていただきましたが、本市の給料表なんですが、国家公務員の給料表に準じたものとなっております。これは一応人事院勧告に基づいて、同様の対応をさせていただくということで、そのようにさせていただいております。ですので、7級の61号給までしかないというのは、こちらは国家公務員の給料表と同様となって、このようにさせていただいております。

あと、もう1点、定年前再任用職員の給料表、1級から5級までは変えておりませんが、6級、7級がちょっと違うというところなんですが、こちらについても国家公務員の給料表と同様という理由は、その給料表を国と違う基準にしないというところでこのような形にさせていただいております。

以上です。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ちょっと補足をさせていただきます。定年前再任用職員の給料表で6級、7級の引き上げ額がとても高いというところなんです。先ほど中野議員の答弁にもありましたけれども、民間の実態調査を踏まえて、再任用職員についても民間の調査を踏まえた給与の改定というのをしておりますので、恐らく民間の再任用で、ある程度職の高いポストにする場合にあれば、若干この給料も高くなっているのではないかなというふうな、これはあくまで想像というか予想なんですけれども、具体的になぜ6級、7級だけ高いのかというのは、ちょっと実は突き止めきれません。これは民間の実態調査を踏まえたものというふうに言わざるを得ないのかなと思っております。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 それで、先ほど申し上げましたように、今年度の人勤は若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形ということでありました。引き上げ改定という意向が示されたわけですが、給料表を見ますと、おおむね若年層の最高額は1万2,000円、最低額は1,000円ということのようであります。

ところで、国家公務員の引き上げ幅は0.96%であったと思います。広島県の人事委員会
は、県内296事業所を調査ということで、県職員の月例給を0.98%引き上げる。広島市の
人事委員会は177事業所を調査して、9月29日に本年度の市職員の給与を0.91%引き上げ
るというような勧告をいたしました。

本市の給料月額平均改定率は1.1%となっております。先ほど、国家公務員の給料表に
準じるとの説明がございました。国家公務員の給料表から若干違っていると思います。と
いいますのは、大竹市のラスパイレス指数、国家公務員との比較の指数であります。た
しか九十何%で、若干下がっているという気がします。

先ほどの国家公務員の給料表に準じるということ言えば、ラスパイレス指数の100を
目指しているという解釈でいいのかどうか、そこを伺っておきます。

それから、今回の引き上げ幅ですが、先ほど言いましたように、国が0.96%、県が
0.98%、広島市が0.91%といった中で、大竹市の引き上げ率は若干違うわけですが、
この差額について、なぜこうなるのかということについて、お伺いをいたしますのでよろ
しくお願いします。

それで、先ほど質問も出たとは思いますが、行政職の平均年齢と平均アップ額、年間給
与が幾らでしたかということについて、先ほど1,000万円というような報告があったと思
うんでありますが、年間、全体として幾ら要るのかということをお伺いしますが、
よろしく申し上げます。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ラスパイレス指数の関係で、お答えをさせて
いただきます。

ラスパイレス指数は毎年度の給与実態調査というものを行っておりまして、各自治体の
階層ごと、年齢ごと、あるいは経験年数ごとに各要素を踏まえて、給料を国と比較をした
数値であります。ラス100を目指すのかどうかというのではなくて、調査をした結果が国
と比較してどうだったかというふうな比較というふうになりますので、極端に100を目指
すということではありませんので、よろしく申し上げます。

○小田上委員長 課長補佐。

○浅田総務課課長補佐兼職員秘書係長 総務課課長補佐の浅田です。まず、先ほど広島県が
0.98、広島市が0.91、人事院が0.96というお話が委員のほうからありましたが、こちらの
率なんです、こちらは民間との差ですね、比べたときの差がそれだけ分ですよというも
のになっております。

大竹市も人事院勧告と同様の形の改正をしております。人事院勧告は、民間との差が
0.96%、給料表の改定率は1.1%というものになっております。これは全く大竹市も人事
院も全く同じような改定率でやっております。差を埋めるための給料表改定をすると
1.1%という結果になっているというものになっております。

続いて、増額分についてなんです、このたび給与改定、給与は4月に遡って改定する。
ボーナスについても、4月に遡るような形で12月で支給するという形になっております。
こちらで、先ほどとちょっと重複になるんですが、期末勤勉手当が1,400万円、給料表の

改定で1,000万円の増額。こちらが退職とか、昇給、昇格とかを考慮しなければ、来年この額が増額分というふうな考えになります。

ただ、当初予算でちょっと編成をしていかないと、この部分は分からないので、予算になるところの金額とはちょっと違う額にはなると思っております。

以上です。

○小田上委員長 多分、山崎委員の質問で、給与の平均額のアップがどれぐらいあったかということ。

○山崎委員 平均年齢ね。

○小田上委員長 あと平均年齢のことがあったと思います。分かればお願いします。

すみません、皆さん、計算していただいて大丈夫です。これ通告で平均額が多分入ったと思うんですね。この場で出たもので具体的な数字が、答えられないというのは仕方ない面もあるかと思いますが、通告があるものに関しては大変だと思いますが、準備してきていただければスムーズな運営ができると思いますので、今後よろしく願いいたします。

○山崎委員 委員長、後でもいいですよ。

○小田上委員長 後でもいいですか。

○山崎委員 後から。

○小田上委員長 それを踏まえての質問はないですか。後で聞けるのでいいですか。

○山崎委員 はい。

○小田上委員長 山崎委員のほうから、後ほどでも大丈夫ということなので、分かりましたらお願いします。

山崎委員、よろしいですかね。

○山崎委員 はい。

○小田上委員長 では、通告のあった質問は以上でございます。

通告を出されてない方で質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本3件を一括採決いたします。

日程第2、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第4、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでを原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第76号広島市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島市町総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

中野委員。

○中野委員 よろしく願いいたします。議案第73号大竹市産業振興奨励条例の一部改正についてということでございます。

3点ほど御質問を出させていただいたんですが、一番上の項目についてはもう分かりましたので、2点ほど御質問させてください。

旧条例で鉱業のみだったものが採石業、砂利採取業が追加、また、飲食店から飲食サービス業への変更、あと、郵便業というのが追加されたということで、これに関して事業者数が増える等ではなく、細分化されたということで、増加ということではないということは把握、理解しました。

ただ、こういった補助金等の事業者に対するまず1点目、周知というのはどのような形で行っているのか。市から周知をしているものなのか、商工会議所や中小企業診断士など

の士業等にも周知をしているのかどうかをお伺いさせていただきます。

そして、2点目、大竹市内の対象事業者数について把握できているかどうかということをお伺いさせていただきます。

2点です。よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 産業振興課長の前田です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の周知についてでございます。こちら周知方法としましては、固定資産税の納付通知書とともに産業奨励金の御案内もあわせて送付をしております。また、制度の案内や申請書類等は市ホームページに掲載をしております。それで、商工会議所のほうとかでは既にこの制度を熟知されておりますので、要件に合う事業者のお手伝い等をされているようです。

対象者数については、これは毎年変わるものでございます。償却資産の増額により対象になるということでございますので、制度を利用するためには要件に合う事業者が申請を行うこととなりますので、事前に事業者数は把握しておりません。

○小田上委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。周知方法等、詳しい御説明をいただき、ありがとうございました。

もう1点、御質問させていただきます。私もこの仕事をする前に零細企業ですが事業を経営しておりました。そのときに補助金等の情報というのが、商工会議所の会員として登録してたら、商工会議所のほうからこういった補助金等がありますので利用してみませんかということで情報を届けてくれる、中小企業に関しては、ということがあったんですが、ただ、商工会議所のほうにも問い合わせをしてみると、この産業振興奨励金に関しての問い合わせというのが近年ほぼない状況。

それで、私も過去の実績を見てみて、大企業だけなのかなと思うと、中小企業も対象にもなっているということで、そういった形での周知というのが必要なのではないかなと思いました。

それで、民間の経営者として、こういった形で我々が情報収集をしているのかといいますと、そういった形で商工会議所の職員から情報をいただく機会がある。ただ、職員によってそのばらつきがある。営業に来たときに、営業に熱心な方に関しては日々そういった情報をいただけるんですが、ほかのタスクに追われたときにはそういった情報が入ってこない。

となると、SNS等で我々は情報収集をしています。そういった補助金に関する情報を発信しているところを登録したりして、国とか県とかの情報収集というのはそういったものからしているんですが、今回の一般質問でまたお話しさせていただいたんですけど、そういった補助金等の申請、そういった中小企業者、大企業に向けてのSNS等の告知とか周知というのも必要かなと思うんですが、そういった形での周知方法のほかの方法の検討というのはありますでしょうか。見解をお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 SNS等の活用ということでございますけれども、一応一般質問のときにでも回答がございましたように、各課の判断だけということではございませんので、市の統一したやり方であれば一応活用はしていけると考えております。

以上です。

○小田上委員長 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 産業構造の変化に対応し、それらを反映するために、日本標準産業分類が改定されたということでもあります。それに伴い、大竹市産業振興奨励条例を一部改正ということでもあります。先ほど同僚委員からもありましたが、新たな業が追加され、対象の業種が充実されたものと思います。

一方で、令和5年総務省告示第256号に掲げる大分類に掲載している産業の中で、今度の議案にあります別表第2条関係の補足資料の説明ですね、これに適用されていない業種があります。なぜ除外されているのか、ここについて理由をお伺いしますので、よろしくお願いたします。

○小田上委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 別表のことになりますけども、本条例は従前ありました工場等設置奨励条例を廃止しまして、新たに産業の振興を目的として制定された条例でございます。主に商工業を対象としております。

今回の改正につきましては、対象となる産業を変更するものではなく、総務省の産業分類が変わったことによる分類替えでございます。引き続きこの制度により、商工業の振興を進めていければと考えております。その後、当初制定した以降、まちづくりの観点から医療、福祉の分野をこれまでに追加対象としております。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうしますと、大分類といいたいまいしょうか、掲載している産業の中を全てではなくて、部分的に産業、鉱業に絞って入れたということですね、はい。

それで、議案書の27ページの下段に、枠外であります。経過措置として、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大竹市産業振興奨励条例の規定により指定事業者として指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例によるとあります。この項に該当する事業者があるかどうか、ちょっとお伺いさせてください。

○小田上委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今回の改正なんですけど、制度としては、これまでと同様の制度でございます。今年度認定された事業者が、来年度の交付対象者ということになりますけども、今年度は認定された事業者がいないため該当がございません。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 該当者がいないということですね。

それで、本市はこの産業振興奨励条例で、企業の誘致や進出、設備投資に取り組みられておられました。今後、今年度あるいは来年度において産業振興奨励条例が適用され、奨励金の支給予定等がありましたらお伺いをします。

それで今、今年度はなかったということですが、ちょっと今年度だったかどうか分かりませんが、今、大竹市の新しい事業展開がどんどんできておりまして、まちもいい方向に進んでいるのかなと思うわけでありまして。

そういった中で、先ほどもございましたが、市民の生活は窮状を極めているけれども、いろいろな店舗もできたりして、まちが少しずつにぎわっているという雰囲気もあります。例えば、下瀬美術館もできましたし、ダイレックスもできました。それから、みどり橋のたもとにはホテルも大型オープンだということで、また、来年、コスモスもオープンするというようなことではありますが、こういったことは今の奨励条例に適用されていない、あるいは来年度に適用されるということなのか、そこをちょっと教えてください。

○小田上委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今回、今年度の認定は先ほど申しましたように対象がございませんので、来年度の交付予定はないということになりますけども、来年度以降、また、中小企業だと5,000万円、大手だと5億円以上の償却資産の増加が見込まれれば該当になるので、対象になってくると思われまして。今のところ、数字が出てないので分かりませんが、一応あると思われまして。

以上です。

○山崎委員 結構です。

○小田上委員長 通告を受けた質疑は以上です。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長を交代します。

○中川副委員長 大竹市議会委員会条例第17条の規定により、小田上委員長が退席しております。副委員長が議事の進行を行いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第7、議案第77号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎委員 事前通告をしていないんでありますが、ぜひお願いをします。

三倉岳県立自然公園の中に一部大竹市の林道があると思うんでありますが、この林道の中で大竹市の距離はどれぐらいあるのかということが分かればお伺いしたいのと、林道の管理についてお伺いをいたします。自然公園内の林道の管理者は誰が当たるのか。大竹市なのか、あるいは県なのかということをお伺いします。

林道の補修については、県立自然公園内の工事ということですので、管理者である広島県知事の許可が必要なんだと思うんでありますが、工事手続等についてはどのようなこととお伺いします。また、制約等があれば、それもお伺いできればと思います。

自然公園内の林道維持管理費について、これは県のほうから負担があるのかどうか。全額大竹市が負担するのかどうかということについてお伺いします。

以上、すみませんが、よろしくお伺いいたします。通告してなかったんで、数字については分からなければ結構でございます。

○中川副委員長 土木課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。よろしくお伺いします。

山崎委員の質問の中で林道ということなんですが、大竹市内に林道というのが3路線あります。立戸林道と松ヶ原林道と、今言われる三倉から浅原、佐伯町へ抜ける林道があります。その林道のうち、大竹市が管轄するのはちょっと延長等が今手元にはないですが、約半分ぐらいよりは少ないと思っておりますが大竹市、あとは廿日市市が管理することになっています。

あと、維持管理費の費用なんですが、当初予算でも林道の維持費、補修というのがありますが、年間約40万円程度でやっています。林道の部分についてはそれで舗装等が悪ければ直すと。あと、手数料という形で林道の清掃、伐採等も一応持っています。

あと、林道で、今年度も予算は計上させていただいています林道橋というものもありまして、その補修等も行っているところです。

あと、もう1つ届出が要るかということだったと思うんですが、大竹市で管理している林道については、大竹市のほうで管轄していますので届けるということはありません。ただし、林道を外れて、横の山等があると思うんですが、自然公園の中である場合には農林事務所のほうで伐採の届け等、いろんなことの届出は必要になっています。

以上です。

○中川副委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 自然公園の委託についてでございますが、こちらは三倉の協議会のほうが県のほうから委託料を清掃等の費用としていただいております。

あと、市のほうでは別途管理棟、今回の指定管理者の議案にありますように、指定管理料はこちら休憩所の管理についてでございますので、別に県のほうがそういった形で委託料を支払って清掃等の活動をしております。

以上です。

○中川副委員長 いいですか。

山崎委員。

○山崎委員 林道の維持管理の補助はないということね。

○中川副委員長 土木課長。

○廻本土木課長 林道の維持管理費の財源ですが、単独費で維持管理をさせていただいております。ただし、今、林道橋の補修等については、国のメンテナンスという形で補助金をいただいて対応をさせていただいております。

以上です。

○山崎委員 ありがとうございます。

○中川副委員長 よろしいですか。

○山崎委員 はい、結構です。

○中川副委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中川副委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中川副委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中川副委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長を交代します。

○小田上委員長 説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

続きまして、日程第8、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び日程第9、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）の2件は関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本2件に対する質疑に入ります。

本2件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

中野委員。

○中野委員 よろしくお願ひいたします。2点ほど事前通告させていただいております。

債務負担行為の補正、追加のところですね、市制施行70周年記念式典に関する経費が追加されていると思いますが、市制施行60周年記念式典等を参考にされてらっしゃると思いますが、どのような引き継ぎが行われ、この補正予算額が算出されたかを教えてください。

続いて、2点目、市広報に要する経費ということで、債務負担行為の補正、変更という形で計上されております。こちらの補正理由を教えてください。

以上、2点です。

○小田上委員長 副参事。

○佐伯企画財政課副参事兼広報広聴係長事務取扱 企画財政課広報広聴係、佐伯です。市広報の費用に関する補正につきまして、説明をさせていただきます。

今回の補正するものにつきましては、令和6年度の広報紙の作成に係る費用になります。こちら当初予算の編成時の見込みを上回る原材料費の高騰が続いているということで、少し増額の補正をさせていただいたものです。

以上です。

○小田上委員長 主幹。

○瀬川総務課主幹兼総務係長 総務課総務係長の瀬川です。70周年記念式典に要する経費の補正についてお答えいたしたいと思ひます。

市制施行60周年記念式典の開催に関しましては、基本的に総務課の職員を中心として事前の準備に当たったところです。また、式典当日に関しましては、複数の部署、職員約90人が携わり式典の運営に当たっております。

このたび補正させていただいておりますけども、今回の市制施行70周年記念式典の開催に関しましては、事業者への業務委託によりまして、計画の段階から当日の運営までを実施していきたいなというふうに考えているところです。したがって、運営の方が異なるということもありますので、60周年の引き継ぎというところには行いませんが、民間企業の発想力や機動力といったところの力を活用するということで実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小田上委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。市広報に関しては分かりました。ありがとうございます。

市制施行70周年についてなんですが、60周年と比較して、想定予算としてはどれぐらいの予想ができているのかというのが、先ほど市広報にもあったと思うんですけど、原材料費の高騰で60周年の予算をそのまま70周年に持ってくるかではないと思うんですけど、そういった把握とか算定がされているのかなということをちょっと知りたかったんですけど、御回答をいただけますでしょうか、お願いします。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 基本的に、市制60周年のときは直営ということでございますので、細かい例えば、消耗品費であるとか手数料であるとかバスの借り上げ、いろいろ人件費であるとか、そういった細かい経費を算出できたと思いますけども、今回は民間に委託するというケースなので、もうかつちり例えば、企画運営費であるとか、人件費の分だとかって、その分は委託料の中に含まれておるといことですね。具体的に経費がどうなるのか、細かい経費についてちょっと申し上げることができませんので、それは今後、民間から提案を受けて、事業者を決めて、事業を運営していくということになるかと思っておりますので、その段階でどういった経費が考えられるかというのは明らかになるだろうと思っております。

以上です。

○小田上委員長 他に質疑はありませんか。

小出委員。

○小出委員 どうぞよろしく願いいたします。2点ほど質問させていただきます。お願いいたします。

まず、1点目は、一般会計の補正予算の継続費の補正についてですが、大竹駅東西広場整備事業が継続事業となっておりますが、工期が遅れたその理由と、また、工期が遅れ、予算額も増額となっておりますが、その内容を教えていただければと思います。

2点目は、先ほど中野委員の質問とちょっとかぶりまして、御説明を受けたところもありますが、70周年記念事業についてですが、業務委託を行ってこれから企画をしていくということですが、70周年、来年は府中市も先日、中国新聞での記事もありましたが、70周年を迎えるということで、時期的には大竹市よりも少し早いタイミングではありますが、これから機運を盛り上げていくというふうな内容だったと思うんですが、業者への委託というのがありますが、ある程度の大竹市としての青写真の的なものがあるものでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

○小田上委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 都市計画課長の山田です。よろしく願いいたします。

まず、1点目の大竹駅東西広場整備事業に関連して、2点御質問ございました。

まず、工期の遅れの理由でございます。大竹駅周辺整備事業につきましては、本年2月19日に、自由通路と橋上駅舎の供用開始を行い、その後もJR西日本において旧駅舎の解体及びホームの屋根の復旧工事を行ってきたところでございます。このJR西日本の工事につきましては、当初は本年9月末までに完了する予定でございました。しかしながら、12月までと進捗が遅れが生じております。

本市が実施する大竹駅西口広場整備工事につきましては、JR西日本の工事が終わった後でないとは着手できないことから、西口広場全体の完成を令和6年度中から令和7年度中に変更するものでございます。担当課としましては、令和7年度の早い時期には大竹駅周辺整備事業全体が完了するよう取り組んでまいります。

続きまして、予算増額の理由でございます。今回の補正では9,000万円を増額しておりますが、主な理由としましては、資材価格の高騰、具体的に言いますと、西口広場ロータリーと交流広場に設置するシェルター、こちらのほうの資材価格が高騰していることが原因でございます。工事費の増額によるものでございます。

以上でございます。

○小田上委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 70周年記念事業の関係です。現時点では、9月1日にアゼリアホールで午前に式典、午後はアトラクショナルな行事、また、新館部分も含めて全館を使用して、大竹市の魅力を実感してもらえそうなイベントの開催を想定しております。青写真ということなのですが、今ちょっとあまり個別具体的に申し上げますと、これから民間の提案を受けますので、審査基準をちょっと事前に言うてしまうような形になりますので、できればゼロベースに近い形で提案を受けたいなという思いもありますので、ちょっとこの程度とさせていただきたいと思います。

○小出委員 結構です。

○小田上委員長 他に質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎委員 議案第85号についてお伺いをいたします。今回の大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)は、人件費の調整により97万円を増額するという議案であります。私がお伺いしたいのは、大竹市の港湾施設の将来に関わる重大な問題でありますから、緊急にこういった質疑を申し上げたいということで、現在の判断上、現状の理解が必要であると思って質疑をいたします。

小方港の埋立てについて、現状についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○小田上委員長 建設管理監。

○見当建設管理監 建設管理監の見当です。よろしくお伺いいたします。山崎委員の御質問のありました小方港の埋立てについてでございますが、10月の決算特別委員会の席でも私から説明させていただきました、広島県が検討しております小方港の再編検討のことに係る事だと思っております。

同じ回答になりますが、広島県では小方港の湾内が狭いこと、また、陸域の駐車場等が不足していることから、再編検討を現在行っているところでございます。その検討の過程で、各利用者、フェリー会社や漁業者、プレジャーボート等からさまざまな意見を聞き、現在検討を重ねているところでございます。この検討の中で、小方港の埋立てという計画案というのも1つの案でございますが、現時点においてまだ広島県で検討案を固め切れていないところ、一部の利用者からまだ調整がついてないところがあることから、具体的な検討内容については、10月と同様にまだお答えすることが困難でございます。

ただ、大竹市としましても、小方まちづくりの中でも非常に重要な動きであると考えていることから、小方まちづくりの進捗状況等を大竹市として説明させていただき段階で、可能な限り広島県の小方港の再編検討についても状況報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 ただいま御答弁をいただきました。小方まちづくりの関連で進めていきたいというお話であったかと思うんでありますが、今回の小方港の埋立てというのは、土砂の搬入は山陽自動車道の岩国大竹道路のトンネルの排出土を使って埋め立てるということではないかと思うんでありますが、そういった中で、実際に小方まちづくりとの関係で、関連づけられるだけの時間的なその余裕があるのかどうか。こういったことも今後の課題ではないかと思えますので、そこのところについてはどのように考えていらっしゃるのかということをちょっとお伺いさせてください。

実際に、そういった市内の団体等の意見聴取もされたり、あるいはボーリング調査もなされたりというようなことで、事実上、市内の中ではいろんな形で市民の中での議論がなされているようであります。私のところにも現に、小方の埋立地はどうなんだという話もありますし、補償についてはどうなるんじゃないかなというような話も伺っております。

そういった中で、議会としても決算特別委員会を受けて、今年度新たに人材の確保というような要望もしていくという議論もなされております。また、全体的に見ると、全国の公務員の増強というのは、教職員関係を中心に人材の確保がなされておるといった状況の中です。

また、本市におきましては、2万5,700人余りの人口の中で、毎年度300人弱の人口が減っていきよるといような状況で、実際に人材の確保はどうなんだという問題もあります。こういった大きな事業を抱えれば、幾ら県の事業だといいましても、そうはいつでも、窓口は地元大竹市でありますから、人材の確保というようにも総合的に考えていかないといけないだろうというように、多分に心配な部分が多くあります。

大願寺の造成地に、土砂の搬出についてはコンベヤーを使ったけど、今回はどうするかいのか、コンベヤーを造るかいかいのか、それとも、建設後にやることなので、新川橋を渡らせるんかいかいのかという議論もあるようであります。

できるだけ早期に情報提供をいただいて、私たちもしっかりと議論ができる、これからどう大竹市のまちづくりを進めていくのかということについて、しっかりと議論ができるような体制をつくっていただきたいというのが今回のお願いでございますので、ぜひともその辺をわきまえて情報提供をしっかりとお願いをしたいと思います。それから、これ以上、要望しておきますので、御答弁ができるのであればよろしくお願ひします。

実は今回、一括審査ということになりましたから、議案第82号と議案第85号の質疑は一緒になります。今度は、議案第82号の質疑に入ります。

戸籍住民基本台帳事務の委託料でお伺ひしますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーカードには記載の氏名に振

り仮名がないことから、ひもづけに支障があり、銀行口座は片仮名表記など、同一人物の特定が難しく、漢字名の例えば、佐藤一郎さんと片仮名のサトウイチロウさんが同一の人物であると検出する機能がないということの中から、ひもづけの問題が起きました。その点を改修するための今回の委託料という考え方でしょうか。そういったところでよろしいのかどうかをお伺いいたします。

それから、継続費の補正でお伺いします。先ほど同僚議員からも質疑があったようですが、大竹駅の東西広場、これは令和5年度に東口広場が完成予定、令和6年度に西口広場が完成の予定であったと。先ほども触れておられましたが、補正後の表では、令和7年度に5,000万円の補正があるということで、これは工期が1年遅れるということだと思っておりますが、こういったときには継続費の補正をやり替えるだけで、私たちに報告もなしで、それで次年ですつと通るとのことなんでしょうか。

工期が1年、令和6年度だったものが1年遅れて令和7年度まで引き延ばされるということでもありますから、当然に事前にこういったことの議会での承認は必要なのか、あるいは報告は必要なのか、継続費を組み合わせるだけで済まされていいものかどうか、そのところをちょっとお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

○小田上委員長 建設管理監。

○見当建設管理監 御質問ありがとうございます。先ほどの広島県の小方港再編の検討につきましては、まだ埋立てそのものが確定したものではありませんが、1年以上前から広島県が検討していることについて、大竹市としても一緒に議論しているところでございます。

この中で、もし埋立てをされるのであれば、一定程度の土、残土等が必要になると思っております。また、国におかれましては、岩国大竹事業でいつかの時点でトンネル掘削、大量の残土が出るというのも認識しておるところでございますので、当然のことながらタイミングが合えば、そういった大きな埋立てに公共残土を利用していきたいという考えは、国、県、大竹市とも一緒でございます。

また、今後の人材確保や情報提供でございますが、大竹市としましても広く市議会の皆様、ひいては市民の皆様に大きな事業について情報提供はしていきたいと考えております。ただ、この件につきましては、なかなか行政としてまだ対外的に示すことがタイミング的に難しいというところもございますので、何とぞタイミングについては御理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○小田上委員長 課長補佐。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長の富田です。山崎委員の振り仮名の部分についての回答のほうをさせていただきます。

公金受取口座の関係で、金融機関の氏名の振り仮名の関係ということでピックアップされて、そちらで対応する形での振り仮名というような形に見える部分もあるかもしれませんが、そもそも氏名の振り仮名記載の背景というのは、マイナンバーのひもづけを進めること自体をちょっと目的としたものではないんですけれども、現状として、行政機関が保有する氏名の情報というものが、その多くが漢字ですね、日本人の方が多くいらっ

しゃいますので漢字ということでありまして、その際に外字、例えば、常用漢字以外の漢字だとか、自治体で独自にデザイン上の差とかなどで独自に作った字、そういった字があったりする場合に、そういう字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑となってしまいまして、特定の者の検索に漢字だけだと時間を要するというようなこととなっています。

そういったことから、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名、これを1つのものに特定して公証するというようなニーズが高まったものでございます。これを受けて、先ほど委員もおっしゃられた、いわゆるマイナンバー法ですね、マイナンバー法等の一部を改正する法律が本年の6月に公布されまして、マイナンバー法、それから、戸籍法、住民基本台帳法等の一部改正によって戸籍、それから、住民票、戸籍の附票の記載事項として氏名の振り仮名、こちらが追加されることとなったという流れでございます。

おっしゃられたとおり、マイナンバーカードの券面にも今後氏名の振り仮名を記載するという流れとなっております。

金融機関のほうでも、その本人を特定する情報ということで振り仮名が使われているということがありまして、これまで法律上、公証するという対象になっていなかった振り仮名が、これから公証する対象になっていくという意味から行きますと、これから今後こういった本人特定に対する公証の1つとして振り仮名が増えるということによって、いろいろな手続等がスムーズに、お互い本人確認事項としてしっかり確立できるということで、公金口座の登録以外にもマイナンバーの利用拡大といった形で利用拡大が進んでいくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○小田上委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 山崎委員の今回の補正で継続費で令和7年度まで延ばすということにつきましてでございます。先ほど山崎委員が言われましたように、大竹駅周辺整備費を前提としましては令和6年度末までということで、今まで説明していたところでございます。

先ほど小出委員のところでも理由等を説明したところで、ただ、令和7年度予算の関係が少し早めに当課としましてはスケジュールが分かりましたので、継続費として変更する必要があるということで、今回説明させていただいたところでございます。

全体のスケジュール等につきましては現在、大竹駅、JRに委託しております工事の精算的なところがもうそろそろ終わってくるようなところがございます。今回の12月議会でちょっと説明することができなかつたんですが、また1月か2月ぐらいのタイミングで、議会のほうには早い段階で御説明したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山崎委員 ありがとうございます。結構です。

○小田上委員長 よろしいですか。では、通告を受けた質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田上委員長 他に質疑なしと認めます。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

日程第8、議案第82号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び日程第9、議案第85号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

課長補佐。

○浅田総務課課長補佐兼職員秘書係長 すみません、先ほど山崎委員のほうから一般職の給与の条例の改正の件で、改定の平均というところをちょっとお伝えしておりませんでした。申し訳ありません。

金額なんです、給与のほうは、1人当たり年間なんです、3万4,000円、期末勤勉手当が4万7,000円です。平均年齢は、42.25歳です。

以上です。

○小田上委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時27分 閉会